

障害児通所サービス事業所 御中

明石市福祉局生活支援室

障害福祉課長

令和 4 年度以降の取り扱いの個別サポート加算(I)について

平素より明石市の障害児支援にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年 4 月より、ケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び放課後等デイサービス等において、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算(個別サポート加算(I))が創設されることとなり、各事業所様におかれましてはご対応いただいているところかと思います。

つきましては令和4年度以降の取り扱いについて明石市の取り扱い等について下記にお示しいたします。事業所におかれましては、内容をご確認いただき、ご対応をよろしく願いいたします。

記

1 令和4年度より明石市の取り扱い

(1)すべての新就学児、3月誕生日(4月1日支給決定)及び4月誕生日(5月1日支給決定)の就学児及び未就学児

手順	対応者	内容
1	明石市より郵送	2月中旬に調査票を保護者様へ送付 ※ 調査票の記入例も同封いたします。
2	保護者様	保護者様が調査票に記入 調査票については保護者様が作成することを原則としますが、保護者様に調査内容等を伝え、同意を得たうえで通所事業所等が作成することも可能です。
3	保護者様	調査票を明石市へ提出 ※郵送または持参 新就学児及び3月誕生日の方 令和4年3月15日(火)締切 4月誕生日の方 令和4年4月15日(金)締切
4	明石市確認	内容を確認の上、個別サポート加算(I)の該当者を認定。
5	明石市より送付	新就学児及び3月誕生日の方は3月末 4月誕生日の方は4月末 に受給者証を保護者様へ送付
6	保護者様	受給者証を通所事業所へ提示

(2)令和4年5月誕生月以降(6月1日支給決定)更新の就学児及び未就学児

手順	対応者	内容
1	明石市より郵送	誕生日月更新毎に調査票付きの更新申請書(黄緑)を相談支援事業所へ送付 ※ 調査票の記入例も同封いたします。
2	相談支援事業所 及び保護者様	誕生日月更新面談時に、調査票付きの更新申請書(黄緑)を保護者様へ渡し、保護者様が調査票に記入。 調査票については保護者様が記入することを原則としますが、保護者様に調査内容等を伝え、同意を得たうえで通所事業所等が記入することも可能です。
3	相談支援事業所	調査票付きの更新申請書(黄緑)と計画案を明石市へ提出
4	明石市確認	内容を確認し、個別サポート加算(I)の該当者を認定。
5	明石市より送付	誕生日月末に受給者証を保護者様へ送付
6	保護者様	受給者証を通所事業所へ提示

(3)対象児童(サービス対象要件)

児童発達支援 医療型児童発達支援	3歳未満 の場合	食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上
	3歳以上 の場合	以下の①及び②に該当すること ① 食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が1以上 ② 乳幼児等サポート調査 調査票⑤～⑪の項目でほぼ毎日(週5日以上)ある又は週に1回以上にチェックが1以上
放課後等デイサービス	就学児	以下の①又は②に該当すること ①食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの ②就学児サポート調査 調査票⑤～⑪の合計が13点以上

※重症心身障害児の場合

重心型事業所を利用した場合は、当該加算の対象にはなりません。例外として、重症心身障害児が非重心型事業所を利用し、重症心身障害児以外の基本報酬を算定することになる場合は、個別サポート加算(I)も算定可能

(4)保護者のへの対応について

個別サポート加算(I)の該当者については、利用者負担額に影響することが予想されるため、加算を請求する際は必ず保護者に説明いただくようお願いいたします。

2 「非該当」から「該当」への変更について

就学児または未就学児の保護者が「非該当」と回答したが、支援員等から見て「個別サポート加算(I) 該当」が妥当と判断した場合は、以下の手順でご申請ください。

複数の事業所を利用している場合は、保護者、事業所間で調整の上、一つの事業所より申請するようご協力願います。

(1)事業所が個別サポート加算(Ⅰ)に該当すると判断した場合の手続き

1	事業所作成	該当する児童の保護者へ加算内容等を説明し、 <u>保護者の同意を得たのち以下の資料を作成してください。</u> ・届出書(様式1) ・個別サポート加算(Ⅰ)該当項目記入表
2	保護者作成	変更申請を行う必要があるため、以下の書類を作成してください。 ・児童通所サービス申請書(ピンク)※記入例をご参考ください ・「 <u>調査票</u> 」※1 ※記入例をご参考ください
3	明石市役所へ提出	提出書類 ※郵送または持参 ・現在お持ちの受給者証 ・児童通所サービス申請書(ピンク) ・「 <u>調査票</u> 」 ・届出書(様式1) ・個別サポート加算(Ⅰ)該当項目記入表
4	明石市役所での事務手続き	上記の書類を受理したのち、内容を精査し、個別サポート加算(Ⅰ)の該当が妥当な場合は受給者証に加算名を追記し、保護者様へ返送いたします。 妥当と認められない場合もその旨保護者様に通知いたします。
5	保護者	通所事業所に受給者証を提示
6	事業所	受給者証にて個別サポート加算(Ⅰ)が該当かを確認の上、ご請求ください。

※1 調査票については保護者様が作成することを原則としますが、保護者様に調査内容等を伝え、同意を得たうえで通所事業所等が作成することも可能です。

(2)「適用開始日」について

(1)で更新月以外での変更等を認める場合の適応日について

令和4年4月中に変更申請があった場合(4月30日必着)

→令和4年4月1日からの適用開始とします。

令和4年5月1日以降に調査票に基づく申請があった場合

→障害福祉課が申請を受理した月の翌月1日からの適用開始とします。

4 参考

関連書類等は、明石市のホームページにて掲載しておりますので、「明石市 個別サポート加算」で検索していただきますと、確認できます。

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/kobetusapo-tokasann1.html

明石市福祉局生活支援室障害福祉課

竹田、河田、廣田

TEL:078-918-1344